

はつが野自治会
「介護支援届」に関する取り扱いについての細則
(平成 24 年 9 月 15 日 理事会で承認済み)

(目的)

第1条 当細則は「はつが野災害時重度障がい者および要援護高齢者等の安否確認情報の登録申込書」に関わる取り扱いについてその詳細を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 自治会は個人情報保護の観点から、登録者の個人情報はその目的以外の用途で漏洩しないように万全を期す。また、災害時に本来の目的のために、必要に応じて閲覧できるように体制・保管方法・管理者などを定める。

(所管委員会)

第3条 当該用件に関する所管委員会は、「防犯防災委員会」とする。

(対象者)

第4条 対象者は下記の通りとする。

- はつが野自治会の会員または会員と同居する者
- 重度心身障がい者の人で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳 A、精神障がい者福祉手帳1級を持っている人
- 65 歳以上で心身に障がいのある人で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳を持っている人
- 要介護認定者で、介護度が3・4・5の人
- 75 歳以上で一人暮らしの人
- 災害時、本人だけで、または家族の支援だけでは、避難することが難しいと思われる方

(災害時の支援について)

第5条 災害時における重度障がい者および要援護高齢者等の支援の内容、方法、などについては、別途細則で定める。

(登録情報の回収)

第6条 平成 24 年 10 月およびそれ以降については、毎年 1 回、全自治会世帯を対象に「はつが野災害時重度障がい者および要援護高齢者等の安否確認情報の登録申込」を希望者に配布する。1ヶ月前に回覧板で「翌月に登録届けを開始する」旨の情報を伝達し、自治会費の集金の時に、班長が会員に該当者がいないか確認する。もし登録希望者がある場合は、班長は登録用紙を手渡し、その場で記載可能な場合は、回収し、ブロック長に届ける。

もし、記載に時間がかかる場合、または班長に手渡したくない場合は、自治会長の自宅の住所が印刷された封筒と郵便切手を手渡し、郵送していただく。

登録希望者が班長に取りに来てほしい時は、電話等で連絡し、班長は訪問の上回収する。

回収時には、封書に入った状態で班長、ブロック長、会長に手渡すものとする。

(回収委員の役務)

第7条 防犯防災委員会を中心とした人員を会長が指名し、「回収委員」として任命する。

回収委員は、届けを回収後速やかに封書の開封および情報の保管作業を、会長宅で行う。
班長からブロック長を経て回収された届および会長宅宛に郵送されてきた届を合わせて開封作業を行う。

回収委員はコピー作成作業を行う。ひとつの原本に付きひとつのコピーだけが作成されていることを複数の委員で確認する。

作成されたコピーについては、会長が和泉市の危機管理室に届ける。

原本については、回収委員の内のひとりが PDF での読み込み作業を行う。

読み込み作業が完了後は、直ちに原本は、会長に返却し、会長は自治会の貸金庫に保管する。

(クラウド上での情報保管)

第8条 上記で読み込んだ PDF での登録情報は、直ちにクラウド上の自治会が設定する場所に保管する。

会長は、情報に接続できる役員を指名し、「情報担当役員」として任命する。

(改訂)

第9条 この細則の改訂は、自治会理事会の承認を必要とする。

附則

(施行期日)

①□ この細則は、平成24年9月16日から施行する。